

起業家・フリーランス等 交流イベント開催支援補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）中小企業支援担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6783・FAX (089) 934-1844

◇起業家・フリーランス等交流イベント開催支援補助金の概要

市内で起業家・フリーランス等交流イベントを開催する際に、その主催する法人に対して、別に定める金額を補助金として交付します。

◇補助対象者

イベントを主催する法人

※同一イベントで主催者が複数いる場合は、いずれか1者を対象とする

◇補助要件

以下の要件をすべて満たすこと

①市内で開催されるもの

②参加者間の交流を目的として開催されるものであって、下記のいずれかに該当するもの

- (1) 起業家やその支援者等が参加し、事業活動のPRやビジネス交流の機会を提供するなど起業家の活動を支援するもの
- (2) 起業の疑似体験等を通じて、事業のブラッシュアップや起業に向けた人脈づくりができるもの
- (3) 首都圏等の著名な起業家やフリーランス等との交流を図るもの
- (4) その他市長が適当と認めるもの

③年度内に終了するもの

④本市の他の助成金等を受けていないもの

⑤次のいずれにも該当しないもの。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

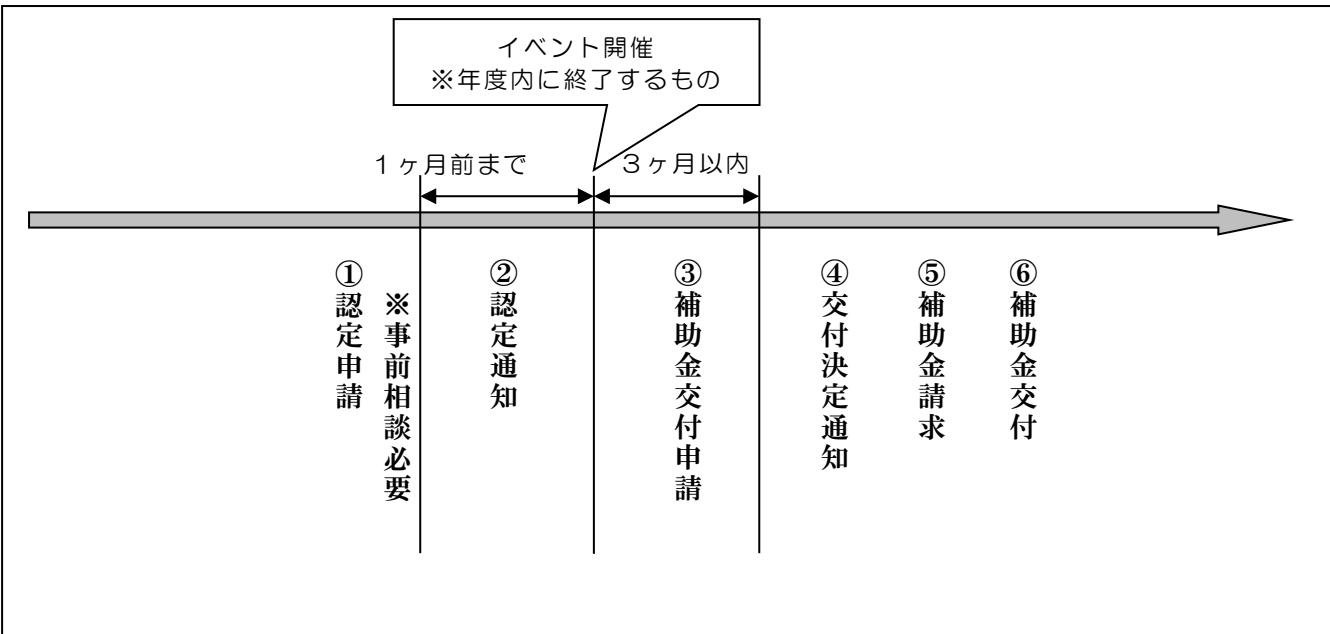
◇補助額・対象経費

補 助 額：補助対象経費の1／2以内

※1者につき、年間補助額が20万円に達するまで申請可能

補助対象経費：会場費、講師謝金、機材等の借上費、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費等のイベントの開催に要する経費（飲食費、従業員等の人工費を除く）※千円未満切捨て

◇申請の流れ



①認定申請（起業家・フリーランス等交流イベントの開催1ヶ月前までに必要書類を提出してください） ※申請にあたっては事前にご相談ください

【認定申請に必要な書類】

認定申請書類

- ①松山市個人事業主等活動支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）
- ②起業家・フリーランス等交流イベント開催支援補助金申請概要（別紙2）
- ③開催要項
- ④収支予算書

②認定通知（市から通知します）

③補助金交付申請（認定を受けた補助対象期間終了後3ヶ月以内 ※ただし、当該年内）

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市個人事業主等活動支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②収支決算書
- ③領収書の写し

④交付決定通知（市から通知します）

⑤補助金の請求（交付決定日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）

⑥補助金の交付（市から指定口座に入金します）

《留意事項》

- ・イベント参加者については、主催団体の会員等に限定せず、広く受け入れるものとしてください。
- ・認定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市個人事業主等活動支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（地域経済課中小企業支援担当）までご連絡をお願いします。
- ・補助金交付申請は、当該年度内に行ってください。
- ・予算がなくなり次第締め切れます。申請の可否についてはお問い合わせください。